

(2005年3月25日「追加意見の提出」 下坂スミ子)

1. 出願表現の平易化

明細書等の出願書類を平易な日本語にして、中小企業等の理解促進を図るということには賛成であるが、出願書類において用いる用語や表現方法等についてルール作りまで行うというのは、発明内容が多岐にわたる上、未知のものである発明についてのルール作りということになる点で懸念する。必要というのであれば、使い勝手の良いもので、行き過ぎにならないよう配慮されるべきである。

2. 出願に係る費用負担の軽減、手続きの簡素化

米国の small entity 制度は、従業員500名未満の中小・ベンチャー企業であっても、例えば、支社、子会社等を含めると500名を超えるもの、あるいは、大企業の支配を受ける立場にあり、その大企業への権利譲渡、実施許諾等が契約等で義務付けられているものは、米国では対象外である。米国の small entity 制度の最大の利点は、手続きが非常に簡便であるという点にあると思われる。

我が国の中小企業に対する減免措置につき、米国並みの配慮が困難であることも予想されるので、手続きのより一層の簡素化を図るべきである。

3. 弁理士情報の提供

弁理士に関する情報開示は、日本弁理士会として現在も取り組んでおり、今後も取り組んでいく意思がある。ただし、個人情報保護法の施行もあるため、弁理士に関する情報ならば何でも開示するという訳にはいかない。

日本弁理士会としては、ユーザーにとって有益な情報の開示は今後も積極的に進めていきたい。

4. 公取委ガイドラインの作成・公表

大企業と中小企業間の知財の取扱いに関しては、「下請法」の適用なども考えられるところであるが、「下請法」は親子関係があるケースについての規定である。また、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」は、情報サービス企業に特化された指針であると聞いている。

したがって、知的財産のケースに関するガイドラインを作成することは、問題となるケースを具体的に明確にすることになり、有益である。

5．水際対策の強化

現在上程中の関税定率法改正案が成立・施行された暁には、我が国にサンプル提供分解検査制度が導入されることは評価できる。

しかし、権利者と輸入者の公平を期するためには、権利者側が提供されたサンプルを分解・分析して得た詳細な技術的事項について、権利者側と輸入者側との双方が主張・反論を行うことができる場を整備し、特許権等についての侵害判断・侵害品の輸入差止めを、当事者の主張に基づいて専門的かつ簡便・迅速に行うことができる制度を設けることが必要である。

6．個人輸入・個人所持の禁止制度の整備

内閣府の特別世論調査において偽物の購入を容認すると回答した国民が46.9%もいるということは由々しき事態である。

外国からは「日本人が偽物を買うから私達も偽物を作る」と言われることもある。日本人が知財意識を高揚していかないと、日本は外国には取締りの強化を求めるが、自分達は模倣品を許容していると言われかねない。

竹田委員提案の「模倣品・海賊版の輸入・所持禁止法」要綱試案のように、偽物の個人輸入や所持を取締まるための法制度を整備すべきである。